# ■ その他配慮を要する事項

### (1) 新境橋交差点のバリアフリー化について

新杉田駅から横浜市南部地域療育センター、新杉田公 園等を結ぶ磯子産業道路にある新境橋交差点においては、 東側に横断歩道橋がありますが、西側の歩道を生活関連 経路としています。

同歩道橋は、スロープの勾配が急であるなど、現行の バリアフリー基準に適合しておらず、かつ、バリアフリ 一の改善に必要なスペースがなく、歩道橋のバリアフリ 一化は非常に困難な状況です。

このため、将来、架替え等の大規模な改修等を行う際、 当該交差点のバリアフリー対策について検討していくこ ととし、当面は案内サインの設置等により、適切な誘導 を行っていくことが必要です。

### (2)建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所 有者、管理者、占有者(テナント)の三者が協力してバ リアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修 の機会でなければ整備が実施できないなどのケースも あります。

そのため、本基本構想において生活関連施設として 設定した建築物内のバリアフリー化については、建築主 等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、 できるところから既存施設のバリアフリー化に努める とともに、建替え等の大規模な改修時などの機会を捉え て、同基準に適合するよう検討の上、整備することが必 要です。

## (3)横断歩道の安全対策について

聖天橋交差点や新境橋交差点の横断歩道は横断距離が 長いため、横浜市バリアフリー検討協議会杉田駅・新杉田 駅周辺地区部会において安全性の向上を求める意見があ りました。

このため、本基本構想では、「音響式信号機等の設置」、 「歩行者青時間の延長等」を交通安全特定事業として定め たが、視覚障害者の安全性及び利便性をさらに向上させる ため、エスコートゾーン等の整備について引き続き検討が 必要です。

# ■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の皆さま、関係 する事業者・行政機関などから構成される杉田駅・新杉 田駅周辺地区部会を設置し、検討を進めてきました。



## ■ 基本構想策定後の事業推進にあたって

- 円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進 します。
- 事業の進捗管理や事業評価の方法について検討します。
- 事業の進捗状況及び事業内容について、広く市民の皆 さまにお知らせするように努めます。
- 新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリア フリー化のための事業の見直しを検討します。

### ≪お問い合わせ先≫

# ■横浜市道路局 計画調整部 企画課 計画調整担当

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

TEL: 045-671-4086 FAX: 045-651-6527 E-mail: do-barrierfree@city.yokohama.jp

### ■横浜市磯子区役所 区政推進課 企画調整係

〒235-0016 横浜市磯子区磯子3丁目5番地1

TEL: 045-750-2332 FAX: 045-750-2533 E-mail: is-kikaku@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課 磯子区役所区政推進課 及びホームページにて、 基本構想の閲覧を 行っています。

(ホームページ: http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/bf/sugitasinsugita/)

横浜市道路局計画調整部企画課 平成 26 年 3 月

( 紙ヘリサイクル可 )

# 杉田駅 • 新杉田駅周辺地区 バリアフリー基本構想



横浜市では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移 動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の施 行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を 推進しています。

これまで14地区(関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、 三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウン センター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅、 金沢文庫駅・金沢八景駅、いずみ中央駅・立場駅の各駅周 辺地区)を対象に基本構想を策定し、鉄道等の公共交通機 関と駅周辺の歩行空間等のバリアフリー化に向けた環境整 備を進めています。

このたび、磯子区の生活拠点として公共施設、文化施設、 福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設 が集積している杉田駅・新杉田駅周辺地区を対象に、

「バリアフリー基本構想」を策定しました。



杉田駅・新杉田駅周辺地区の位置

# ■ 杉田駅・新杉田駅周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の範囲

杉田駅・新杉田駅周辺地区は、横浜市の東南部、磯子区の南部に位置しています。地区には JR 根岸線新杉田駅、シ ーサイドライン新杉田駅、京急本線杉田駅の3路線3駅があります。鉄道、バスのターミナル駅になっている他、新 杉田駅及び杉田駅の周辺には地区センター・スポーツセンター等の文化施設、地域ケアプラザ等の福祉施設、行政サ ービスコーナー等の行政施設、その他商業施設等が集積しており、2 駅の間には杉田商店街が位置しています。

これらの主要な施設を含む範囲を重点整備地区に設定し、バリアフリー基本構想を策定しました。



### バリアフリー法とは・・・

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱 によりバリアフリー化を推進するものです。

### 【公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進】

公共交通機関(駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両)、並びに特定の建築物、道路、 路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施 設ごとに定めた「バリアフリー整備基準(移動等円滑化基準)」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施 設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

### 【重点整備地区のバリアフリー化の推進】

市町村は、バリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用す る施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区(重点整備地区)において、公共交通機関、建築物、道路、 路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」 を作成します。

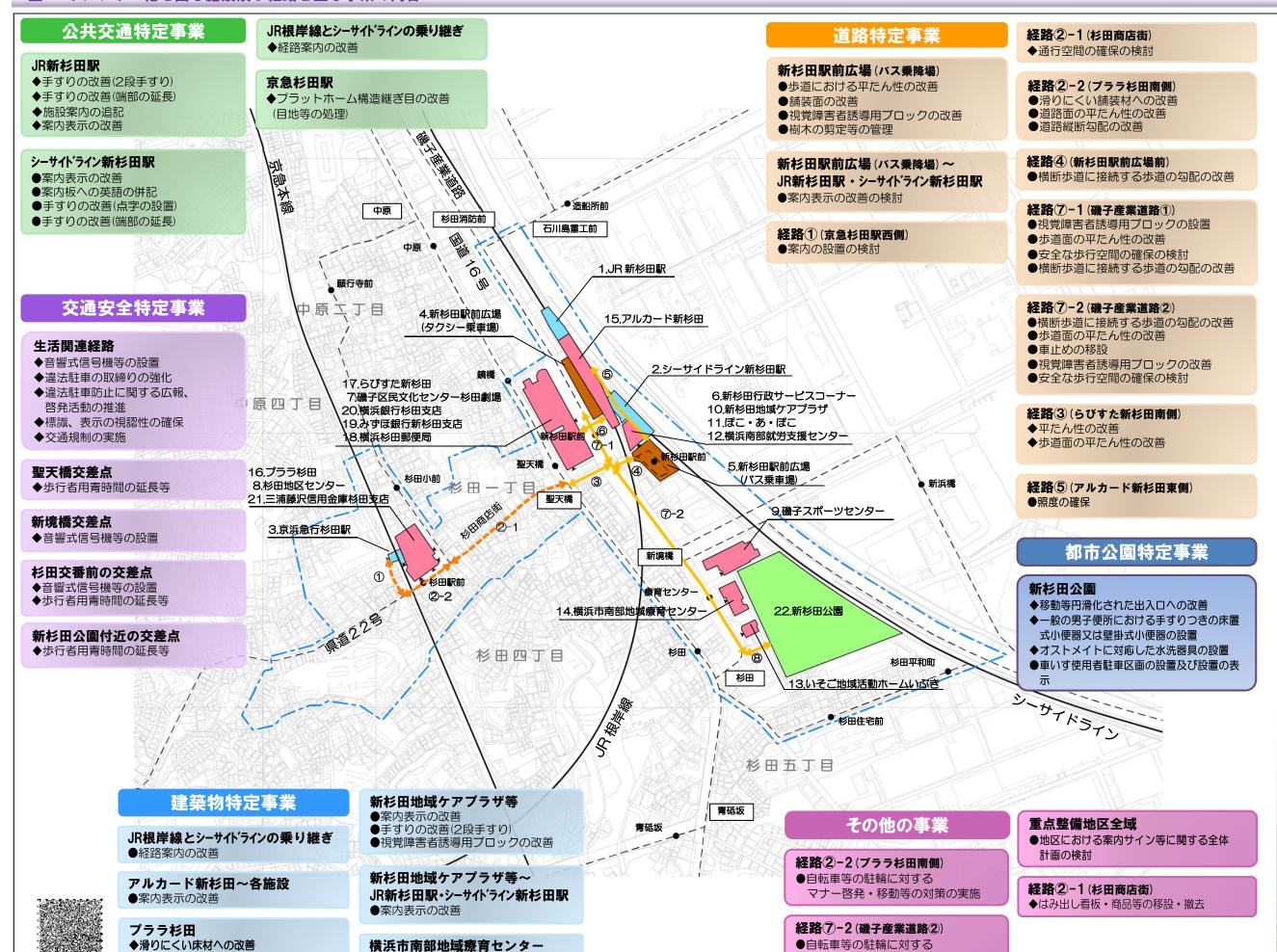
### バリアフリー基本構想とは・・・

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者 などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整 備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路(生活関連経路)、バリアフリー化のために実施すべき 事業(特定事業等)の内容などを定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備 地区内のバリアフリー化を実施することになります。

横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。





牛活関連施設

鉄道駅

駅前広場

建築物

公園

生活関連経路

--

重点整備地区

鉄道路線 • 駅

バス路線・停留所

交差点 交差点名

施設出入口  $\triangle$ 

### ■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活 または社会生活において利用す る旅客施設、官公庁施設、福祉 施設などの施設。

主として、「①高齢者や障害 者等を含む不特定多数の人が利 用する施設であること」かつ「② その施設へ至る手段が、主に駅 からの徒歩によること」という 条件を満たす施設。

### ■生活関連経路(A)

生活関連経路のうち、法に基 づく移動等円滑化基準及び横浜 市福祉のまちづくり条例の整備 基準に沿った整備を実施する経 路、または、すでに両基準に沿 った整備がなされている経路。

#### ■生活關連経路(B)

生活関連経路のうち、地形や 市街化の状況等、その地域固有 の制約のため、生活関連経路 (A) に設定できないが、経路 の道路機能・役割を考慮し、可 能な限り法に基づく移動等円滑 化基準等に沿った整備を実施す る経路(横浜市独自の取り組み として設定)。

●平成30年度までを目標に実施

◆今後機会を捉えて整備を実施

2

●敷地内通路の有効幅員の確保

◆視覚障害者誘導用ブロックの設置

3

マナー啓発・移動等の対策の実施